

# 第6期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について

## 1 策定の目的等

本県における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体として作成するもので、計画期間は3年間とされています。

現行の計画は第5期計画（計画期間：平成24～26年度）で、この第5期計画の評価の上、必要な見直しを行い、平成26年度内に第6期計画（計画期間：平成27～29年度）を策定します。

## 2 第6期計画の位置付け

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート



- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していく。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策を展開を図る。

### 3 主なポイント

---

(1) 医療・介護連携等の市町村支援<新規>

医療と介護が切れ目なく一体的に提供されるよう、市町村が実施する在宅医療・介護連携体制の構築を支援していきます。

(2) 認知症高齢者支援対策の推進<拡充>

認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域支援体制づくりのため、認知症高齢者の見守りや家族介護者への支援を進めていきます。特に、市町村における徘徊高齢者の捜索・見守りネットワークの構築や、家族介護者への支援のために認知症カフェの設置などを促進するとともに、広域的な徘徊高齢者捜索ネットワークの構築を進めていきます。

(3) 平成37年度のサービス水準等及び介護人材等の推計<新規>

高齢者の保健・医療・福祉を支えるために必要となる介護人材等を把握し、計画的な人材確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。

### 4 計画策定体制

---

保健医療・福祉関係者、介護保険者、被保険者等の代表及び学識経験者を構成員とする「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」（委員長：松尾清一名古屋大学副総長）を設置し、計画策定に当たり御意見をいただくこととしています。

### 5. 策定スケジュール

---

- 平成26年7月23日 第1回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催  
(計画の構成等について検討)
- 平成26年7月28日 国基本指針案の提示  
8月～11月 市町村計画との調整
- 12月下旬 第2回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催  
(計画素案の検討)
- 平成27年1月下旬 パブリックコメントの実施
- 3月中旬 第3回高齢者健康福祉計画策定検討委員会の開催  
(計画案の検討)
- 3月下旬 計画の決定・公表